

ここが知りたい 日常生活自立支援事業

Q1

日常生活自立支援事業とはどんな
事業なの？

A あなたの暮らしの”安心”をお手伝いする事業です。

2000年に介護保険が始まり、サービスの選択が自由に選択できる時代になりました。しかし、その中で自立してサービスを選択できる人もいれば、できない人もいます。日常生活自立支援事業は後者のような人にも適切なサービスが選択できるようお手伝いをすることが主な支援となります。

福祉サービスを利用したいけど、手続きの仕方がわからない。銀行に行ってお金をおろしたけど、自信がなくて誰かに相談したい。商品勧誘の人が来たとき、どう対応したらよいかわからない。

毎日の暮らしの中にはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまう事がたくさんあります。日常生活自立支援事業は、このような場合に、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、あなたが安心して暮らせるようにサポートします。

【相談からサービスの提供まで、西尾市社会福祉協議会がお手伝いします。】

Q2

どんな人が利用できるの？

A 自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や
お金の管理に困っている方などが利用できます。

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方が対象となります。
なお、療育手帳や精神障害者福祉手帳を持っていたり、認知症の診断を受けている方に限られるものではありません。

たとえばこんなことはありませんか？

福祉サービス利用に関して

- ・ 誰に相談する？手続きの仕方がわからない。
- ・ 介護保険の書類がたくさん来るけど、どう手続きしたらよいかわからない。
- ・ 自分に合うサービスがわからない。
- ・ 契約の内容がわからない。

お金のことに関して

- ・ ATMの使い方がわからなくなってきた。
- ・ 最近物忘れが多くて、預金通帳をちゃんとしまったか、いつも心配している。
- ・ 騙されてお金を取られてしまった。
- ・ 公共料金など支払いができず、電気やガスが止まってしまった。
- ・ 支払いができず、福祉サービスが使えなくなってしまった。
- ・ 金銭感覚がわからなくなった お金が直ぐに無くなってしまう。
- ・ 計画的にお金を使いたいけど、いつも迷ってしまう。

Q3

どんなサービスがあるの？

A 福祉サービス利用の申し込み、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預りなどのお手伝いをします。

【主なサービスの内容】

福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。

- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- ・福祉サービスの利用における申し込みの支援
- ・入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援

毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れをお手伝いします。

- ・福祉サービスの利用料金の支払い代行
- ・病院への医療費の支払いの手続き
- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- ・税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払い手続き
- ・日用品購入の代金支払いの手続き
- ・預金の出し入れ、また預金の解約の手続き

日常生活に必要な事務手続きのお手伝いをします。

- ・住宅改造や居住家屋の賃借に関する情報提供、相談
- ・住民票の届出等に関する手続き
- ・商品購入に関する簡易な苦情処理制度(クーリング・オフ制度等)の利用手続き

大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします。

- ・保管を希望される通帳やハンコ、証書などの書類をお預かりします。
- ※宝石、書画、骨とう品、貴金属類などはお預かりできません。

Q4

どうしたらサービスが利用できるの？

A まず、西尾市社会福祉協議会に連絡してください。
そこから手続きが始まります。

①相談の受付

社会福祉協議会に連絡してください。不安な方は、家族や身近な方、行政の窓口、包括支援センターやケアマネージャー、福祉サービス事業者などを通じての相談にも対応します。

②相談・打ち合わせ

専門的な知識を持った専門員(担当者)が自宅や施設、病院にうかがい相談にのります。プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。気楽に相談してください。

③審査会

愛知県社会福祉協議会にて契約締結審査会にて契約締結能力等の審査を行います。

④契約書、支援計画の作成

本人と社会福祉協議会等で契約を結びます。

専門員が本人の困っていることや希望を伺いながら、どのようなお手伝いをどれくらいの頻度で行うかを本人と一緒に考えながら支援計画を提案し作成します。

⑤サービスの開始

Q5

サービス利用には費用がかかるの？

A 相談は無料、サービスは有料です。

福祉サービス利用援助、日常的金銭管理

1, 200円

生活保護受給者は無料

書類等の預かりサービス

月額250円

Q6

成年後見制度との違いは？

	日常生活自立支援事業	成年後見人（成年後見制度）
形式	利用者との利用意思に基づく「 <u>契約</u> 」	法律(民法)に基づく <u>家裁の選任</u>
判断・契約能力	判断・契約能力が低下した方 (契約には、本人の意思・指示に基づく「代行」による支援が含まれている。)	判断・契約能力が著しく低下（失われている）した方 (保佐・補助レベルの方の判断能力は、日常生活自立支援事業と重なる事もある…)
(役割) 業務	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス 書類等の預かりサービス 	<ul style="list-style-type: none"> 身上監護に関する契約等の法律行為全般 財産管理や日常的な支払・金銭管理 重要な法律行為等々（代理権目録による）
入所施設契約	特別養護老人ホームの入所契約の手続き <u>不可</u>	特別養護老人ホームの入所契約 <u>可</u>
・ 財産管理 ・ 処分	<u>財産管理は行いません</u> (※「日常生活」の金銭管理は 50 万円まで)	重要な法律行為 として行う。 (財産管理, 不動産の処分, 遺産分割, 相続放棄など)
取消権	消費者被害の取消権 <u>なし</u> (消費者被害等では対応(解約)ができない)	消費者被害の取消権あり (保佐人・補助人は同意権のみ／取消権は追加)
代理権	福祉サービスの利用と預貯金の払出等の「手続き」のみの代理権 (金銭管理でも、払出し・支払いは <u>手続きの代理権のみ</u> ⇔ 支払い自体の代理権ではない。)	成年後見人は広範・包括的な代理権を有する (保佐人・補助人は同意権のみ／代理権は追加)

Q7

西尾市の利用状況はどのようなの？

A 令和3年7月31日時点で41の方が利用しています。

障害内訳

認知症 24名 知的障害者 2名 精神障害者 15名

年齢内訳

20歳台 1名 30歳台 1名 40歳台 2名

50歳台 3名 60歳台 7名 70歳台以上 27名

性別内訳

男性 22名 女性 19名